

**日本財団会長杯争奪 歳忘れ第 37 回今年もありがとう競走  
集客イベント等運営管理業務委託仕様書**

**令和6年10月**

## I 基本事項

### 1 業務名

日本財団会長杯争奪 歳忘れ第 37 回今年もありがとう競走集客イベント等運営管理業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日（火）まで

### 3 本業務の概要

日本財団会長杯争奪 歳忘れ第 37 回今年もありがとう競走（令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火）～1 2 月 2 9 日（日））（以下、「ありがとう競走」という。）にかかるキャンペーン等業務について、指定する内容に沿った取り組みを企画・実施するもの。

### 4 ありがとう競走の概要（レースの開催趣旨）

兵庫支部選手が中心となって出場し、来場されるお客様へ 1 年の感謝を込めたレースである。また毎年年末に開催するため一般戦の中でも売り上げが高いレースである。

### 5 本業務の目的

- (1) 当開催の注目度拡大
- (2) 本場への来場促進
- (3) 本場売上の向上

### 6 上記 5 の目的を達成するための方法

兵庫支部選手の魅力、ポートレースの魅力伝えるイベント企画を実施することで来場を促進し、本場でのありがとう競走の盛り上がりに触れてもらうことでイメージアップを図る。

### 7 本事業の目標値について

本場来場者数：20,000 人（1 節間トータル）

### 8 契約方法

公募型プロポーザル方式により、応募事業者の企画提案内容について企画競争を実施し、契約締結事業者を決定する。

### 9 提案上限額

5,000,000 円（消費税込み）

あくまでも上限額であるため、必ずしもこの額で提案を行う必要はない。事業効果が同等であると見込まれる場合、より価格の低い提案を採用する。

本仕様書の業務を実施するための一切の経費を含む。また、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## II 企画提案・実施内容

### 1 場内集客イベント

- (1) 兵庫支部選手を起用したキャンペーン（トークショーなど）を少なくとも1回は実施すること。  
ただし、選手とお客様が直接触れ合うイベントは不可とする。
- (2) 抽選会を実施すること。賞品1等は目玉賞品を用意することとし、末等についてもお菓子などの賞品を用意すること。実施は12月28日（土）・29日（日）の2日間とし、実施場所は3階イベントスペースもしくはその付近とすること。賞品や抽選の条件は企画提案時に具体的に示すこと。  
（例：尼崎未確定舟券1,000円以上を提示された方先着〇〇名様（※1回につき最大5回まで））
- (3) 兵庫支部選手等を起用したサイン入りノベルティプレゼントキャンペーン、サイン入りメッセージボード等を用意すること。サイン入りメッセージボードは兵庫支部選手(A1選手と委託者が選ぶ選手)の写真と直筆メッセージとし、場内に掲出できるようにすること。また掲出場所についても合わせて提案すること。
- (4) 上記をベースとしつつ、場内が賑やかになるような装飾やイベント、兵庫支部選手を起用したアイデア等があれば、提案額の範囲内で積極的に企画提案すること。

### 2 配布用オリジナルノベルティの製作及び配布

#### (1) 概要

開催期間中、兵庫支部選手や年末にちなんだオリジナルノベルティの製作及び配布方法について提案すること。ただし、各日異なるノベルティでも可とするが、配布用オリジナルノベルティは提案時に具体内容を示すこと。

#### (2) 個数

2,000個

令和6年12月28日（土）・29日（日）先着1,000名

#### (3) 包装等の条件

原則個別包装または封入の上、納入すること

#### (4) 納品場所

本市が指定する場所(正門を想定)

#### (5) 納品時期

令和6年12月20日（金）

#### (6) ノベルティの配布

製作したノベルティは、来場時に配布するため、節間中配布用ブースと配布人員を用意すること

### 3 ビジュアルの制作

#### (1) 業務概要

当該レースのキービジュアルとなるデザインを制作する。

##### ア デザインの条件

本レースは来場されるお客様へ1年の感謝を込めたレースのため、感謝の気持ちがファンに伝わるデザインとする（キャッチフレーズを入れて提案すること）が、レース日程及びBOATRACE尼崎ロゴを入れること。

デザインはオリジナル製作を基本とするが、タレントや既存コンテンツの起用によって、より

効果的なPRもしくはイメージアップに繋がる企画であればこれを拒むものではない。

イ 納品について

(ア) 納品期日 令和6年12月上旬

(イ) 納品場所 データ入稿

名称	内容
場内掲示用データ	デジタルサイネージ用 (H1920×W1080) バーチャル看板 (H256×W1024) (ai データ※アウトライン済 ※編集可能 psd データ も含める/確認用 PDF データ)

4 場内装飾 場内及び周辺装飾、設置及び撤去業務

(1) 業務概要

以下の条件を満たした上で、当該レースを盛り上げるための場内装飾を企画すること。なお、下記企画条件の内容に加え、屋外スタンド前壁面、水面前ステージ、エキサイティングゾーン（留意事項(ア)）等の下記企画条件に含まれない場内装飾の提案があった場合は、内容に応じて加点対象とする。

(2) 企画条件

内容	製作数等	設置期日（目安）	撤去時期
屋外ステージ前ファン通路の柱・場内 (フラッグバナー等を含む)	留意事項 (ア)	本競走の2節前の前検日まで	開催終了後すぐ
のぼり（場内・外）	20	本競走の2節前の前検日まで	開催終了後すぐ
ファン通路天吊りターポリン装飾	2	本競走の2節前の前検日まで	開催終了後すぐ

ウ 留意事項

- (ア) 数量等については企画提案によるものとする。
- (イ) 場内装飾のデザインは、必ずしもキービジュアルを使用する必要はない。また、出場選手を起用することも可とする。
- (ウ) 装飾内容によって掲示方法を工夫すること。
- (エ) 場内装飾によって場内設備が傷つかないように設置時に配慮すること。
- (オ) カメラ映えのする設営とし、競技運営に支障のないものを提案すること。よりよい設置場所や効果の高い設置物があれば追加で提案すること。

III 企画提案及び事業実施に当たっての留意事項など

1 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書には、各業務のスケジュールを表形式にして体系的に落とし込んだものを含めるとともに、どのような体制で行うかなどについて示すこと。
- (2) 広告及びキャンペーンのターゲット及び想定する効果については、コストベネフィットも含め、本市として最も重視する部分であるので、各手法が、具体的に『どのような対象に』『どのような効

果を期待したものか』について、それぞれ客観的な理由やデータ等を示しながら明確に示すこととし、業務完了報告書においてどのように効果が得られたのか分析・記載すること。

- (3) ボートレース尼崎公式 Facebook、Twitter、Instagram、YouTube チャンネル等を活用した企画も可とする。
- (4) ホームページ、ブログ、その他 SNS 類の開設による広報は、ボートレース尼崎公式ホームページ及び各種 SNS アカウントとの混同や、イメージコンセプトの乱れを招く恐れがあるので、提案には含めないこと。ただし、上記媒体へ誘導するような広告媒体の提案（ホームページ、各種 SNS の紹介等）まで拒むものではない。
- (5) 本市公式ホームページ等、本市や関係団体が運営する広報物へのバナー広告類は、本市からの直接の情報発信と重なる場合があるので、原則として提案に含めないこと。
- (6) 広告内容については、公序良俗に関連する法令、その他各広告媒体を管理する者が定めた掲載ルール等を遵守するとともに、掲載する媒体や目にする対象者を考慮し、青少年の健全育成などにとって好ましくない内容については慎むこと。  
特に、キッズパーク「モーヴィ」が開園しているため、子育て世代から不快の念を抱かれるような企画は避けること。
- (7) イベント当日の体制について、スタッフ欠員時の対応も含めて詳細に作成し提出すること。
- (8) イベント当日はスタッフ間で連絡できるよう常時携帯可能なトランシーバー等を持つこと。

## 2 契約及び事業実施に当たっての留意事項

- (1) 企画提案内容の各項目について、業者決定後に企画内容についての詳細調整を行うため、最終内容決定の後、見積書の再提出後、契約を締結する。
- (2) 受託者は、業務の一部を一括して他に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。業務を一部再委託する場合は、できるかぎり市内業者を選定すること。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権等の権利は、タレント等の採用をした際の肖像権等に関するものを除き発注者に帰属するものとする。
- (4) 事業の実施にあたり、参加者の安全には十分留意すると共に、万が一それにより問題が生じたときは、受託者の責任においてこれを処理するものとする。その他委託業務が原因で発生した事故についても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに本市と協議を行い決定すること。

## 3 遵守事項

- (1) 本委託業務の受託に係る関係者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に掲載前の広告内容の秘密保持については細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に記載されているものの他、法令等を遵守して業務を実施すること。特に、制作物については、昨今、著作権等の侵害が社会問題となっているため、その社会的影響も考慮する中で、再委託事業者への徹底も含め、その侵害の予防については万全の注意を払うこと。
- (3) 上記法令違反等があった場合は、その責任はすべて受託者に帰属するとともに、今後本市への企画

提案の資格を失う場合があることに留意すること。

#### 4 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払

以 上